様式第１号

　　年　　月　　日

　大船渡市長　様

申出者　住　　所

　　　　氏　　名

　　　　電話番号

協議申出書

大船渡駅周辺地区防潮堤利用ガイドラインに基づき、関係書類を添えて、次のとおり協議を申し出ます。

１　事業名

２　利用期間　　着手予定日　　年　　月　　日　～　完了予定日　　年　　月　　日

３　添付資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 必要書類 | 備考 |
| 1 | 協議申出書 | 様式第１号 |
| 2 | 企画に関する資料 | 企画内容、スケジュール等が分かるもの |
| 3 | 位置図 | 設置する箇所、延長が分かるもの |
| 4 | 立面図 | 設置イメージ図、設置するもののサイズが分かるもの |
| 5 | 設置する物件に関する資料 | 素材、デザイン、施工方法が分かるもの |
| 6 | チェックリスト | 様式第２号 |
| 7 | 利用希望者間の協議結果報告書 | 様式第３号 |
| 8 | 反社会的勢力でないこと等に関する確約書 | 様式第４号 |
| 9 | その他必要書類 | 住民や事業者等との合意状況が分かるもの、利用期間中の管理方法や事故の対応に関するものなど |

様式第２号

チェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | No. | 条件 | チェック |
| 前提条件 | 1 | 各種法令等を遵守していること。 | □ |
| 2 | 公共物を利用することをふまえ、企画の目的や内容が公益に資するものであること。 | □ |
| 景観 | 3 | 自然景観や街並みとの調和を図ること。 | □ |
| 4 | 点滅式及び動く光源の看板・広告物等を設置しないこと。また、設置物に蛍光色を用いないこと。 | □ |
| 合意形成 | 5 | 防潮堤の利用期間等が他の利用希望者と重複する場合は、利用範囲及びスケジュールについて調整すること。 | □ |
| 6 | 設置物等に係る安全対策に関して地域での体制が構築されていること。 | □ |
| 7 | 企画について、大船渡地区公民館長及び大船渡駅周辺地区の地域公民館長へ説明すること。 | □ |
| 8 | 企画について、都市再生推進法人である㈱キャッセン大船渡の共催又は後援があること。 | □ |
| 期間 | 9 | 利用期間は１年以内であること。 | □ |
| 設置場所・方法 | 10 | 防潮堤のうち、利用不可の範囲については利用しないこと。 | □ |
| 11 | 占用物件を防潮堤に設置する場合、本設置前にコンクリートへ影響がないことを確認すること。 | □ |
| 12 | 直接のペイントや穴あけはせず、着脱可能な構造であること。 | □ |
| 13 | 目地にかからないようにすること。 | □ |
| 14 | 水門・陸閘の扉体にかからないようにすること。 | □ |
| 15 | 巡視点検や地震等による臨時点検を考慮し、設置面積は防潮堤の１スパン（目地間）のうち概ね50％以内であること。 | □ |
| 16 | 巡視点検を考慮し、目地・地盤面・天端から概ね0.5ｍの範囲に設置しないこと。 | □ |
| 苦情・事故対応 | 17 | 利用期間中に苦情があった場合や防潮堤等に汚損・損傷があった場合は、申出者が責任を持って対応すること。 | □ |
| 18 | 利用期間中の設置物に起因する事故については、申出者の責任において対応すること。 | □ |
| 緊急対応 | 19 | 施設管理者が行う臨時点検等の維持管理行為（地震時の臨時点検等）に申出者が責任を持って対応すること。 | □ |
| 安全対策 | 20 | 設置するものの施工及び撤去工に関し十分な安全対策を行うこと。 | □ |
| その他 | 21 | 反社会的勢力でないことを確約すること。 | □ |

様式第３号

　　年　　月　　日

　大船渡市長　様

申出者　住　　所

　　　　氏　　名

　　　　電話番号

利用希望者間の協議結果報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

１　協議が完了した日

２　協議内容

様式第４号

　　年　　月　　日

大船渡市長　様

申出者　住　　所

　　　　氏　　名

　　　　電話番号

反社会的勢力でないこと等に関する確約書

１　申出者は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

（１）　暴力団

（２）　暴力団員

（３）　暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者

（４）　暴力団準構成員

（５）　暴力団関係企業

（６）　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は、特殊知能暴力集団等

（７）　その他前各号に準ずる者

２　申出者は、現在及び将来にわたって、前項の反社会的勢力又は、反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。

（１）　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

（２）　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

（３）　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係

（４）　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

３　申出者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。

（１）　暴力的な要求行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　協議及び取引等に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）　風説を流布し、偽計又は威力を用いて大船渡市の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

（５）　その他前各号に準ずる行為

４　申出者は、利用者の下請、再委託（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。また、資材、原材料の購入契約その他の契約先を含む。以下同じ。）又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方（以下、「下請、再委託先等」という。）が第１項各号に該当しないことを確約し、将来も第１項各号に該当しないことを表明、確約します。

５　申出者は、利用者の下請、再委託先等が前項に該当することが、契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとることを表明、確約します。

６　申出者は、利用者（下請、再委託先等を含む）が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否、又は下請、再委託先等をして、これを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を大船渡市に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うことを表明、確約します。

７　申出者は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで大船渡駅周辺地区の防潮堤の利用に係る協議の中止または防潮堤の占用が取り消されても一切の異義を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約します。

様式第６号

　　年　　月　　日

　大船渡市長　様

申出者　住　　所

　　　　氏　　名

　　　　電話番号

撤去完了届

年　　月　　日付け第　　号で協議結果通知のあった下記事業については、撤去が完了しましたので、お届けします。

記

１　事業名

２　利用期間　　着手日　　年　　月　　日　～　完了日　　年　　月　　日

３　事業効果等

４　写真